

カレント・エッセー

透視点

加藤 陽子

昭和戦前期の政治を研究しようと考えはじめた大学院生の頃、一次史料の決定的不足を補うため手に取った政治家・軍人たちの回顧録の「あとがき」は、こう書かれていたのが常だった。「後世の史家の判断を仰ぐ」
「ちょっと待っていただきたい」と私は思った。史家の判断を仰ぎたいなら、なぜ史料を残さずに死んでしまったのか、と。東京大空襲で焼けたとは言わない。東大の公文学教授だった鈴木信太郎などは一度も罹災したが、書斎を鉄筋コンクリート製にする執念で蔵書を延焼から守った。鈴木は「あの蔵書を失ったら自殺するさ」と嘯いていたというが、為政者たちにはこうした熱情はなかったのか。だが橋の下を多くの水が流れ、私も少しは成長した。問題は個人の心がけの有無にあるのではなく、「証拠」と「記録」を国家がどう捉えるかの基本軸が日本になかったことにある。東京裁判を例にとれば、日本政府が政府として基本的に公式弁護をしなかった事実は、非常に重く思われる。軍人の弁護にあたった復員局

国の証拠と記録



自身、弁護に使える資料が手許にない、と裁判前に慨嘆した逸話は、日吉吉延氏の名著『東京裁判の国際関係』（木鐸社）に詳しいが、焼却したり埋めたりせず、証拠と記録を昂然と握りしめて戦いをやめる敗者がいてもよかつたはずだ。

1944年3月、ルーズベルトは「私はまた、注視し続け、証拠を記録するように求める。それは、いつの日か、有罪を宣告するために使用される」とラジオで演説していた。文書を立証の根拠とする裁判方式が採られるとは想像もつかなかった。だから証拠も記録も焼いてしまつて不十分だった、だから公式弁護もできなかった、などと当時の日本人は言うのだから。しかし、第一次大戦勃発後、宣戦布告や動員を先に行ったのは敵側だと主張するため、両陣営共に開戦前の外交文書を紙礫とした暴露台戦にされた。それを知っていたはずの太平洋戦争敗戦時の人間が、証拠と記録の政治性にそれほど初心だったとは思えない

敗戦時の教訓ふまえ 公文書の保存を

い。となると、敗戦時に組織的に公文書を焼いた、陸軍省や外務省などの省庁の当事者は、資料が連合国に渡った場合、国家と国家の意思決定に関与した個人・組織の不利になるだけだと確信して焼いたことになる。

だが、歴史はその判断が正しくなかったことを教える。たしかに、裁判は権力の政治性が遺憾なく発揮される場であった。しかし、裁判という事柄の性質上、司法の独立性や各国の利害対立により、開廷後は合衆国の裁判とは到底言えない状況が生まれる。文官で唯一死刑判決を受けた広田弘毅の場合、判事団の評決は割れた(六対五)。こうした、判事団の亀裂に訴えかけるものがあつたとすれば、それは日本側の証拠と記録に他ならなかつたはずなのに。

こう痛切に感じるのは、今なお変わらぬ国家の中心で進行しつつある「荒廃」を憂慮するからである。ここで私が「荒廃」と呼ぶのは、日本における公文書の作成・保存・公開状況のことだ。国立公文書館の文書収集状況は、2001年に施行された情報公開法による劇的な影響

により、危機的な状況に陥つた。同法は元来、公文書のうち業務上使用している文書の適正な管理と公開を定めたものだ。いっぽう、保存期間が終了し業務に用いない文書は、歴史的に重要な文書と、廃棄文書に分けられる。国立公文書館行きか廃棄かを問われた時、日々、公文書作成にあたつている各省庁が選択したのは、保存期間を延長して手許に置く道と廃棄の道であり、公文書館へ移管し保存する道ではなかった。二度目の上国を避けるためにも、公文書管理体制を要する必要がある。

内閣府では、本年6月「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」と題する包括的提言をまとめた。ネット上で全文を読めるので、省庁で国家の意思決定にあたられている方々は、特に心して読んでいただきたいと思う。湾岸の過ちをイラクでは繰り返さない、というように「歴史」を教訓として使った国なのだから、今、史家の判断に堪え得る証拠と記録を残す必要がある。(かとう・ようこ「東大助教 日本近現代史」)